

編集・発行責任者;木下耕一 〒157-0066 東京都世田谷区成城 8-24-1 - A-201  
Fax&Tel 03-3482-5257 / E-Mail; kino-coh1@amy.hi-ho.ne.jp

日本聴力障害新聞の一月号一面トップ記事は、「ろう重複の三施設に職員加算決まる」でした。その内容は、京都・大阪・埼玉の三つの重度身体障害者授産施設に対して、職員一人分ずつに当たる人件費の補助が承認された。ただし期間は九八年度から三年間に限る。通常の職員配置基準では、入所者の命と健康すら守れない状況にある上に、職員の健康被害が多発していたため、「全国ろう重複障害者施設連絡協議会」や全日本ろう連などが厚生省に対して加配を強く要望していた。しかし、実際にはすでに施設や運営母体の努力で、基準以上の職員を雇用をしてきている。今回の補助は施設の事情に合わせて、新規もちろん私達のボラン

採用や独自加配している人件費に充てる予定。というものです。

「かたつむり」の事業の一つも「支える」一人なのでしょうが、昨年度百万円の赤字が出て、今年度の夏の冒険学校が中止になった。と聞いても、「じゃ、どうし

たらいいんだ」ということかもしれません。考へてみると私はボラとして「かたつむり」を長く知つてゐるもの、「共同作業所かたつむり」というものをほとんど理解していませんでした。

私達がボラとして関わる「かたつむり」の楽しさは格別ですが、日常的に「共同作業所かたつむり」を支える職員や親達の苦労はなかなか私達には届いてこないのが現実です。

ティア活動も「共同作業所かたつむり」の事業の一つであるのですから、私達も「支える」一人なのでしょうが、昨年度百万円の法律用語が並んでいてよく分からん」と感じました。と同時に、「かたつむり」の場合はどうなんだろうか?」という疑問が浮かびました。考へてみると私はボラとして「かたつむり」を長く知つてゐるもの、「共同作業所かたつむり」というものをほとんど理解していませんでした。

そこで「よし、それならこれから共同作業所としてのかたつむりの運営の仕組みや事業の内容、あるいは経営基盤などについて、キチンと勉強し、めざす会を応援できる力を身につけていこう」と考へ、手始めに、先ほどの日聴紙の記事の中から制度の名称や仕組みについて調べ始めています。次号より勉強開始。

後見制度 要綱案を決定 法制審議会の民法部会(部会長=星野英一・東大名譽教授)は「十六日、現行の禁治産制度を根本的に見直し、痴呆や知的な障害、精神的な障害がある人たちを法的に保護する「成年後見制度」の要綱案(答申案)を正式にまとめた。暗い印象が伴つてはいるが、この用語は民法からなくして、比較的軽い人に後見役をつけられるようになる。また、判断力があるうちに自分で見役を選べるようにして、制度の利用をためらわせている官報公告や戸籍への記載は廃止する。法務省は今国会に民法改正案などを提出し、二〇〇〇年度から実施に移したいと考え。要綱案は、「禁治産」、「准禁治産者」という用語を、それぞれ「被後見人」「被添佐人」と改めた。さらに「それより症状が軽い「被補助」という新しい類型を設け、本人の同意を要件として、あらかじめ定める特定の行為に限り、後見役が代行したり本人の契約を後で取り消したりする権限を付ける。

現行制度では、禁治産などの宣言を受けた本人に配偶者がいる場合は自動的に後見役に充てられ、いなければ家裁が適任者を選ぶ。これに対し要綱案では、前もって後見役を指名できる「任意後見」という制度が打ち出され、依頼したい相手と後見の内容を定め、公正証書で契約を結んでおく仕組みが示された。

要綱案は、来月十六日の法制審議会で法相に答申される。実現すれば、現制度が民法で定められた一八九年以来の大改正となる。

新聞スクラップ  
01/26 朝日 法制審議会が成年後見制度 要綱案を決定

